

## ジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及び PFOA 関連物質の 第一種特定化学物質への指定等に係るスケジュールについて（報告）

令和 3 年 7 月  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

ジコホル、PFOA とその塩の第一種特定化学物質への指定、輸入禁止製品等の措置についての施行は令和 3 年 10 月を予定している。

一方、PFOA 関連物質の第一種特定化学物質への指定、エッセンシャルユースの指定、輸入禁止製品等の措置については、あらためて 3 省合同会合<sup>※1※2</sup>での審議を行った上で、施行は令和 4 年 10 月以降になる見込みである。

### ○今後の予定

#### <ジコホル、PFOA とその塩の第一種特定化学物質への指定、輸入禁止製品等に係る措置>

令和 3 年 4 月 21 日 改正政令公布

令和 3 年 10 月 22 日 施行

#### <PFOA 関連物質の第一種特定化学物質への指定、エッセンシャルユースの指定、輸入禁止製品等に係る措置>

（不確定要素を含むため、前後する可能性がある。スケジュールについては今後、厚生労働省、経済産業省、環境省 HP でも公表を予定。）

令和 3 年 7 月 3 省合同会合<sup>※1</sup>における第一種特定化学物質の指定に係る再審議

令和 3 年秋以降 3 省合同会合<sup>※2</sup>におけるエッセンシャルユース等に係る再審議

令和 3 年冬以降 TBT 通報<sup>※3</sup>、化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント

令和 4 年春以降 改正政令公布

令和 4 年秋以降 施行

※1 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

※2 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

※3 世界貿易機関（WTO）の貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）に基づき、WTO 事務局に本件を通報し WTO 加盟国から意見を受付